

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則六一九四

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第三警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の項から警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の項までの規定中「三十歳」を「三十五歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 12 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
476,520,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当

告示

埼玉県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区代々木二丁目二 番一号 株式会社アイヴイジット 代表取締役 横田 祐平	埼玉県さいたま県税 事務所、埼玉県川口 県税事務所、埼玉県 朝霞県税事務所、埼 玉県川越県税事務 所、埼玉県春日部県 税事務所及び埼玉県 越谷県税事務所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務	令和三年三月一日か ら令和五年二月二十 八日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

新型コロナウイルス感染症に関するラジオスポットCMの制作・放送業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年5月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社TBSグロウディア 東京都港区赤坂5丁目2番20号

5 契約金額

32,499,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和三年二月十一日から同年八月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和三年九月十三日から九月二十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和三年十二月十四日から十二月二十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和三年九月十三日から九月二十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和三年十二月十四日から十二月二十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告示

埼玉県告示第百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

細谷ビル

埼玉県北本市二ツ家四丁目百三十三番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社細谷商事 代表取締役 細谷みき子

埼玉県桶川市坂田百六十四番地の六

（変更後） 有限会社細谷商事 代表取締役 細谷みき子

埼玉県桶川市坂田西二丁目四十番地の五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八一八

（変更後） 株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

油屋ビル

埼玉県桶川市末広二―一―三十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社油屋 代表取締役 前島勇作

埼玉県上尾市大字上七百三番地

（変更後） 有限会社油屋 代表取締役 前島富喜子

埼玉県上尾市大字上七百三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号 外 計三者

（変更後） 株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

中原ビル

埼玉県川口市柳崎五丁目一番三十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

矢作ビル

埼玉県川口市芝二千三百六十六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号 外 計三者

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークフーズ入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

（変更後）ヨークフーズ入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本化学塗料ビル

埼玉県戸田市下前二丁目一番十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 日本化学塗料株式会社 代表取締役 大川英夫

神奈川県横浜市戸塚区下倉田町二百九十六番地

（変更後） 日本化学塗料株式会社 代表取締役 池上二郎

神奈川県綾瀬市上土棚北四丁目十番四十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号 外 計三者

（変更後） 株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール蕨

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一七五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一八六立方メートル

ハ 変更年月日

令和三年九月三十日

ニ 届出年月日

令和三年一月二十九日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡安ビル

埼玉県越谷市赤山町二百七十一―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社岡安商店 代表取締役 岡安重次

埼玉県越谷市赤山町六丁目十一番二十二号

（変更後） オカヤス株式会社 代表取締役 岡安武蔵

埼玉県越谷市平方千四番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八―八 外 計三者

（変更後） 株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十
二階 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク越谷西方店

埼玉県越谷市大字西方字上手三千六一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ベルク西方店

埼玉県越谷市大字西方字上手三千六一一外

（変更後）ベルク越谷西方店

埼玉県越谷市大字西方字上手三千六一一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

騎西鴻巣線	路線名
行田市大字埼玉字片原通三五三一番一 地先から 同市大字埼玉字下屋敷通四六五四番一 地先まで	供用開始の区間
令和三年二月九日	供用開始の期日
平成二十八年十二月二十七日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長四七八・三〇メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

路線名	上新郷埼玉線
供用開始の区間	行田市大字埼玉字片原通三四八三番二地先から 同市大字埼玉字片原通三四七八番一地先まで
供用開始の期日	令和三年二月九日
備考	平成二十八年十二月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇五・三〇メートル

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

令和三年二月九日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

021 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から令和 4 年 3 月 28 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1

イ 運搬予定数量： 5,900 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程(昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。)第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 平成 31、32 年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県及び神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 22 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、浄水場又は下水処理場から発生する脱水汚泥の収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地
埼玉県企業局新三郷浄水場総務担当 電話 048-953-6565（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和 3 年 3 月 18 日(木)午前 9 時から令和 3 年 3 月 26 日(金)午後 4 時まで。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

令和3年3月18日(木)午前9時から令和3年3月26日(金)午後4時まで(必着)。

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

令和3年3月18日(木)午前9時から令和3年3月26日(金)午後4時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 管理本館2階事務室

令和3年3月29日(月)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号、第2号又は第3号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年2月18日(木)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に持参、郵送又は信書便により提出。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札
- ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2（4）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 2 月 18 日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る令和 3 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分（セメント原料化）業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant

b) Destination : 2936-1 Asanocho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken

c) Scheduled Quantity : 5,900 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., March 26, 2021(bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., March 26, 2021)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasonuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

告 示

埼玉県警察本部告示第11号

令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和3年2月9日

埼玉県警察本部長 高 木 紳 一 郎

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 127人

女性 20人

(2) 令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 30人

女性 10人

(3) 令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 30人

女性 5人

(4) 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

中国語 3人

ベトナム語 2人

(5) 令和3年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 2人

剣道 2人

(6) 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

1人

(7) 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

1人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和4年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和4年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和4年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査Ⅰ類	語学（受験言語）に堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 実施科目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

※ 評価は第二次試験において行う。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文試験とする。

※ 評価は第二次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武道	空手道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔道	講道館認定	
	剣道	全日本剣道連盟認定	
	合気道	合気会認定	

情報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
韓国語能力試験		4級以上	
経歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記の大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの
※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第2次試験

ア 実施科目

(7) I類、II類、III類及び武道・体育指導I類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(4) 国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験IIとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第 一 次 試 験	5月9日（日）	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	5月21日（金） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載日の午前10時から7日間掲示する。
第 二 次 試 験	6月4日（金）から6月6日（日）までのいずれか1日及び6月19日（土）から6月27日（日）までのいずれか1日に、埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。		8月18日（水） 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和3年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	240,500円
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	229,400円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和3年10月1日（金）以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査I類、武道・体育指導I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類は、令和4年4月1日（金）以降の予定である。

7 試験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和3年3月1日（月）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和3年3月1日（月）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和3年3月1日（月）午前9時から4月9日（金）午後5時までの間

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第12号

令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

令和3年2月9日

埼玉県警察本部長 高 木 紳 一 郎

1 試験の名称及び採用予定人員

- | | | |
|-------------------------------------|----|------|
| (1) 令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類 | 男性 | 20人 |
| | 女性 | 5人 |
| (2) 令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類 | 男性 | 10人 |
| | 女性 | 3人 |
| (3) 令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類 | 男性 | 100人 |
| | 女性 | 17人 |
| (4) 令和3年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道 | 1人 |
| | 剣道 | 1人 |

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
---------	-----	-----

I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和4年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和4年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和4年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 実施科目

教養試験及び論文（作文）試験とする。

※ 評価は第二次試験において行う。

イ 加点

I類、II類又はIII類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武 道	空 手 道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔 道	講道館認定	
	剣 道	全日本剣道連盟認定	
	合 気 道	合気会認定	
情 報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	
財 務	財 務	日商簿記検定	2級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上
経 歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記の大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの

※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次試験	9月19日（日）	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	10月4日（月） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載日の午前10時から7日間掲示する。
第2次試験	10月9日（土）又は10月10日（日）のいずれか1日及び10月23日（土）から10月31日（日）までのいずれか1日に、埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。		12月22日（水） 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和3年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 武道・体育指導 I 類	240,500円
II 類	229,400円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和4年4月1日（金）以降の予定である。

7 試験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和3年3月1日（月）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和3年3月1日（月）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和3年8月5日（木）午前9時から8月24日（火）午後5時までの間

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第13号

令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

令和3年2月9日

埼玉県警察本部長 高木 紳一郎

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性） 2人

宮城県（男性） 2人

(2) 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性） 13人

宮城県（男性） 8人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和4年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
Ⅲ 類	Ⅰ類に該当しない者	昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験とする。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

北海道及び宮城県（以下「地元道県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次 試験	各地元道県と同一とする。	各地元道県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試験	各地元道県の月日に合わせて各地元道県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和3年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類	240,500円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和4年4月1日（金）以降の予定である。

7 試験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

試験案内及び申込書は、各地元道県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

各地元道県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元道県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）